

岩国市公告第 152 号

条件付一般競争入札公告について

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び岩国市財務規則（平成 18 年規則第 52 号。以下「財務規則」という。）第 93 条の規定により公告する。なお、本入札は特別簡易型総合評価方式により落札者を決定する。

令和 8 年 9 月 28 日

岩国市長 福田 良彦

1 入札に関する事項

(1) 工事番号	漁整第 4 号		
(2) 工事名	通津漁港海岸南白崎前面護岸改修工事		
(3) 工事場所	岩国市通津地内		
(4) 工事概要	施工延長 $L = 271\text{m}$ 腹付けコンクリート工 $V = 500\text{ m}^3$ ひび割れ補修工 $N = 1$ 構造物 構造物撤去工 $V = 37\text{ m}^3$ 鋼製枠組足場 $A = 1,149\text{ m}^2$ 汚濁防止膜設置撤去工 $L = 160\text{m}$ 仮設工 一式		
(5) 工期	令和 9 年 3 月 31 日まで		
(6) 予定価格	89,894,200 円	入札書比較価格	81,722,000 円

2 入札参加資格

岩国市条件付一般競争入札実施要領（平成 20 年 10 月 1 日制定。以下「一般要領」という。）第 3 条第 1 項各号に掲げる全ての要件を満たすとともに、次の各号のいずれの要件も満たしていること。

(1) 岩国市建設工事等入札参加資格者名簿において、土木一式工事の A 等級に登録されていること。

(2) 本店の所在地が岩国市内にあること。

(3) 次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を、本工事に配置できること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「業法」という。）第 26 条第 3 項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。なお、業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置は、別途定める条件に適合した場合に認める。詳細については、入札条件及び指示事項によること。

イ この入札に参加しようとする者との間に、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加資格申請書の提出日以前に 3 か月以上）にあること。

ウ 監理技術者にあつては、土木一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受講している者であること。

エ 平成 23 年 4 月 1 日からこの公告の日までの間に完成した工事で、元請負人（共同企業体にあつては、出資比率が 20 パーセント以上の構成員に限る。）の主任技術者、

監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者として、業種が土木一式工事で発注された請負金額 500 万円以上の公共工事に従事した経験を有する者であること。

3 設計図書の配布の期間及び方法

(1) 配布期間	令和 8 年 9 月 28 日（月）から 令和 8 年 10 月 28 日（水）まで ※ ただし、入札情報公開サービスの利用は、平日の午前 6 時から午後 11 時まで
(2) 配布方法	岩国市入札情報公開サービス（岩国市公式ウェブサイトの契約監理課のページ（ https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/6/ ）から岩国市電子入札ポータルサイト、入札情報公開サービス、工事発注情報検索の順に移動、当該案件を検索しクリック）からダウンロードすること。 ※ パスワードの照会ができる者は、第 2 項の入札参加資格を満たす者に限る。 ※ パスワードを入力するとダウンロードすることができる。 ※ パスワードは、配布期間の最終日の午後 5 時までに一般要領に規定するパスワード照会書（様式第 1 号）を契約監理課にファックスで送信することにより、パスワード回答書（様式第 2 号）をファックスで返信する。 ※ 照会者は、パスワードを他者に漏らしてはならない。

4 質問回答に関する事項

(1) 質問方法	岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下、「入札参加者心得」という。）に規定する工事内容質問書（様式第 1－1 号）により、契約監理課に持参又はファックスで提出すること。
(2) 質問期限	令和 8 年 10 月 8 日（木）午後 5 時まで なお、再質問の受付は、令和 8 年 10 月 14 日（水）の午後 5 時までとする。
(3) 質問回答日	令和 8 年 10 月 13 日（火） なお、再質問への回答は、令和 8 年 10 月 15 日（木）とする。
(4) 質問回答方法	契約監理課及び岩国市入札情報公開サービスにおいて、開札日の前日まで閲覧に供する。

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	必要

6 入札書の提出方法

(1) 提出書類	ア 入札書（岩国市電子入札システム）
----------	--------------------

	イ 工事費内訳書（設計図書に指定する様式） ウ 特別簡易型総合評価に関する技術資料 ※ ウについては、総合評価方式による競争入札の手引きによるものとし、7(1)に指定するウについての到達期限までに技術資料を提出しない者の入札書は、無効とする。
(2) 提出方法	(1)ア及びイの提出方法 岩国市電子入札システムにより提出すること。なお、添付ファイルはPDF形式とする。 ※ 電子入札システムによる入札を原則とする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、紙入札による参加承認を得ることで、紙入札を行うことができる。なお、紙入札による入札参加についての詳細は、「紙入札での入札参加手引き」による。 (1)ウの提出方法 外封筒用の指定表紙を角形2号サイズの封筒の表面に糊付けし、「技術資料在中」と明記した上で、一般書留郵便として日本郵便株式会社岩国郵便局留により郵送すること。

7 入札書の提出期間

(1) 提出期間及び到達期限	6(1)ア及びイの提出期間 令和8年10月26日（月）午前8時から 令和8年10月28日（水）午後5時まで ※ ただし、岩国市電子入札システムの利用は、平日の午前8時から午後10時まで 6(1)のウの到達期限 令和8年10月19日（月）までに日本郵便株式会社岩国郵便局に到達すること。
----------------	---

8 開札の日時及び場所

(1) 日 時	令和8年10月29日（木） 午後2時30分から
(2) 場 所	岩国市役所 3階 契約監理課

9 入札の無効に関する事項

財務規則、一般要領、岩国市電子入札実施要領（令和4年4月1日制定。以下、「電子要領」という。）、岩国市郵便入札実施要領（令和4年4月1日制定。以下、「郵便要領」という。）、岩国市工事費内訳書取扱要領（平成27年4月1日制定）、入札参加者心得及び資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準によるほか、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
--

10 落札候補者決定基準

(1) 評価値の算出法	入札参加者の技術資料により、評価項目を評価して加算点を計算する。評価値は次式で計算する。 技術評価点＝標準点（100点）＋加算点 評価値＝（技術評価点／入札価格）×10⁶
-------------	---

(2) 評価項目と評価基準	各評価項目については、11 の表の評価基準に基づき評価を行う。 ※ 加算点の合計は最大 10 点とする。(合計 22 点を合計 10 点に換算して算出する。)
(3) 落札候補者の決定方法	ア 予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値を得た者を落札候補者とする。落札候補者は入札参加資格確認後に落札者として決定する。ただし、低入札価格調査を実施した結果、失格となった場合には、落札候補者とししない。 イ 落札候補者となるべき最も高い評価値を得て入札した者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

11 評価項目及び評価基準

評価項目	細目	評価基準	評価点
①企業の技術的能力	過去 8 年間の同種工事の施工実績の有無	施工実績あり	2
		施工実績なし	0
	過去 2 年間の岩国市発注工事における工事成績評定点の平均点 ただし前記期間に工事成績評定点がない場合は、過去 4 年の平均点	80 点以上	2
		75 点以上、80 点未満	1.5
		70 点以上、75 点未満	1
		65 点以上、70 点未満	0.5
		65 点未満、又は実績なし	0
	過去 2 年間の建設事故の有無	事故なし	1
		事故あり	0
	ISO9001 の取得状況	認証取得している	1
		認証取得していない	0
	ISO14001 の取得状況	認証取得している	1
		認証取得していない	0
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	認証取得している	1
		認証取得していない	0
②配置技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	一級国家資格（例：土木施工管理技士、建設機械施工技士等）、技術士、又はこれと同等以上の資格を有している者 若年技術者にあつては、二級国家資格（土木施工管理技士、建設機械施工技士等）又はこれと同等以上の資格を有する者	1
		その他	0

	過去 8 年間の主任（監理）技術者の同種工事施工経験の有無	主任（監理）技術者が同種工事の施工経験を有している	2
		施工経験がない	0
	過去 1 年間の継続学習（CPD）制度の取組状況	過去 1 年間に定められた取得単位を得ており継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）	1
		取得していない、又は継続教育の証明なし	0
③地域精通度	地理的条件（緊急時の施工体制）	岩国市内に過去 3 年以上継続して本店がある	2
		岩国市内に本店があるが継続して 3 年未満 岩国市内に受任地となる支店又は営業所がある	1
		その他	0
④地域貢献度	過去 1 年間の地域活動実績	活動実績がある	1
		活動実績がない	0
	市内産資材の購入又は、市内取扱業者からの購入	指定資材の全量を市内産資材活用、又は指定資材がない	2
		指定資材の全量を市内産資材活用は無いが、指定資材の全量を市内取扱業者から購入	1
		その他	0
	市内業者の下請活用	百万円以上の下請で市内業者を全て活用する場合又は、元請企業が市内業者で下請を活用しない	2
		その他	0
	過去 5 年間の災害応急活動	活動実績がある	1
		活動実績がない	0
⑤社会的貢献度	(1)過去 1 年間の新規雇用	(1)から(7)までの項目のうち 3 つ以上該当がある	2
	(2)市内在住の高齢者の雇用		
	(3)市内在住の障害者の雇用	(1)から(7)までの項目のうち 1 つ又は 2 つ該当がある	1
	(4)市内在住の女性の雇用		
	(5)市内在住の若年者の雇用	(1) から(7)までの項目に該当がない	0

	(6)女性技術者の雇用	
	(7)若年技術者の雇用	

12 その他

(1) 支払条件	前払金 有、中間前払金又は部分払 有
(2) 入札参加資格確認	開札後、入札執行者から、落札候補者として入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、指示を受けた日から起算して3日目（岩国市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条第1項に定める市の休日を除く。）の午後5時までに次の書類に押印のうえ契約監理課に持参し提出すること。 ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号） イ 配置技術者等の資格・工事経験調書（様式第4号） ウ 配置技術者及び営業所の専任技術者の資格者証及び雇用関係等を証するものの写し エ 工事の施工経験を示す資料 オ 専任特例1号の主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式第5-1号） カ 専任特例2号の監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式第5-2号） キ 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式第5-3号）（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。） ク 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定に係る主任技術者の兼務届 ケ 工事の施工実績調書（様式第6号） コ 工事の施工実績を示す資料 サ 建設業許可通知書の写し シ 総合評定値通知書の写し ス 資本関係・人的関係等調書（様式第7号） セ その他必要と認める書類 ※ オからコ及びセについては、該当がある場合に提出するものとする。 ※ 提出された書類は返却しないものとする。 ※ クは岩国市現場代理人等取扱要領（令和4年4月1日制定）に規定する（様式第2号） ※ 押印は、入札参加者の使用印とする。 ※ 提出期限までに入札参加資格確認書類を持参し提出がない場合は、入札を無効とし、入札参加者心得第9条第4項の規定を準用するものとする。
(3) 様式の入手方法	設計図書に添付する。

(4) 同種工事の条件	評価項目及び評価基準の①企業の技術的能力及び②配置技術者の能力における同種工事の施工実績とは、平成 30 年 4 月 1 日からこの公告の日までの間に完成した工事で、元請負人（共同企業体にあつては、出資比率が 20 パーセント以上の構成員に限る。）として、公共工事（国又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人が発注した工事）で、次の条件を満たす土木工事（業種が土木一式工事が発注された工事に限る。）を 1 工事として施工した実績を有していること。 ア 空港・海岸・港湾の護岸工事、海岸構造物工事、及び港湾・空港・海洋埋立工事において、現場で型枠の組立てを行い、50 m³以上のコンクリート打設を実施した工事。 ※プレキャスト部材の制作は対象としません。
(5) 指定資材の条件	評価項目及び評価基準の④地域貢献度における市内産資材の購入又は市内取扱業者からの購入に該当する指定資材は次のとおりとする。 指定資材：生コンクリート
(6) 資料説明会	無
(7) 虚偽資料提出又は記載内容不履行に対する措置	岩国市建設工事特別簡易型総合評価競争入札実施要領（平成 20 年 10 月 1 日制定）第 14 条による。
(8) 開札の立会	無
(9) 低入札価格調査の適用区分	岩国市低入札価格調査実施要領（平成 21 年 4 月 1 日制定）第 4 条第 1 号の土木等一般工事、第 5 条第 2 項の判断基準額（調査基準価格×0.98）並びに第 9 条第 1 号の土木等一般工事及び建築工事の場合を適用する。
(10) 積算の疑義	岩国市建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する取扱要領（令和 4 年 4 月 1 日制定）第 2 条を適用する。 本工事は、積算疑義申立ての対象とする工事であるため、落札候補者となり得る者が必ずしも落札候補者とはならず、落札候補者決定を保留し、積算疑義の確認の後に落札候補者を決定する。
(11) 週休 2 日工事	週休 2 日工事（現場閉所型）・月単位の対象とする。
財務規則、岩国市建設工事執行規則、岩国市建設工事請負契約約款、一般要領、電子要領、郵便要領、入札参加者心得、当該入札公告、岩国市条件付一般競争入札の手引き及び総合評価方式による競争入札の手引きを遵守の上、入札すること。	

11 この公告に関する問合せ先

岩国市役所 総務部 契約監理課 ・TEL：0827－29－5064 ・FAX：0827－22－8388